

鳥取市物産振興体制強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市物産振興体制強化事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市における特産品及び伝統工芸品等の販路拡大を図るとともに推進体制を整備することにより、物産事業の振興と観光事業の発展に寄与することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2欄に掲げる経費に該当するものとする。ただし、国、県等の補助金等の補助対象経費を除く。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費の額に別表第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の交付)

第8条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払により交付するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月8日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月9日から施行し、平成24年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月30日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

別表（第4条関係）

1 補助対象事業の内容	2 補助対象経費	3 補助率
(1) 本市の物産振興における調査研究 (2) 本市の特産品及び伝統工芸品等の広報及び販売先の紹介 (3) 鳥取市ふるさと物産館の企画・運営 (4) 物産展等への参加における委託販売事業及びアンテナショップに係る物産調整 (5) その他、本市の物産振興及び地産地消に資すること（冊子の販売等）	(1) 人件費 (2) 旅費交通費 (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 燃料費 (6) 光熱水費 (7) 通信運搬費 (8) 使用料及び賃借料	$1/2$ （ただし、2 補助対象経費(1)～(8)の合計が 17,580 千円を下回る場合は、補助率を $2/3$ とする。）
	(9) 天災地変その他補助対象者の責めによらない不測の事態により発生した経費	$10/10$
備考 (1) 人件費は、物産担当職員の経費とする。 (2) 旅費交通費は、県外物産展及び販路開拓・販路拡大に要する経費とする。		